

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条第4項
処 分 の 概 要 : 拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者(委任先) : 静岡県公安委員会
法令の定め : 銃砲刀剣類所持等取締法第4条(許可)、第6条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第11条第4項 火薬類取締法第50条の2第1項(猟銃用火薬類等の特例) 火薬類取締法施行令第12条(猟銃用火薬等)
処 分 基 準 : 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問い合わせ先 : 所持者の住所地を管轄する警察署生活安全課(係)
備 考 :